

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 1 番区画から 9 番区画は前向き駐車必須とする。
- (2) 月極駐車場一時使用契約約款第24条を守るものとする。
 1. 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意を持って使用するものとし、常に清潔にし、本駐車場内の除草等に努めるものとする。
 2. 1 4 条 7 項及び 8 項として、以下の条文を追加する。
 7. 乙は、本駐車場の明け渡しまでに、本駐車場を原状に復さなければならない。
 8. 甲による催告を受けた後 1 週間が経過しても、乙が前項の義務を履行しないときは、甲又は丙は、乙の費用負担に おいて、自らまたは第三者に委託して、乙に代わって必要な措置を講じることができるものとし、乙は、甲又は丙に対し、甲又は丙が当該措置を行うために必要な権限をあらかじめ付与する。この措置を講じた際に乙が損害を被ることがあっても、甲又は丙は、故意又は重大な過失によるものを除いて、その損害を賠償する責任を負わない。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用のお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《遵守事項》

使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ることを。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上

